

日本遺産「鯨とともに生きる」情報発信拠点整備業務委託仕様書

- 1 業務名称
日本遺産「鯨とともに生きる」情報発信拠点整備業務
- 2 予算上限額
金3,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 3 契約期間
契約締結日から平成29年8月31日（木）まで
- 4 拠点整備場所
道の駅たいじ（和歌山県東牟婁郡太地町大字森浦143番地の1）
上記以外に、新宮市及び那智勝浦町内の3か所
- 5 情報発信拠点の概要
 - (1) 目的
熊野灘の捕鯨文化への理解を深めるとともに、熊野地域の周遊及び滞在時間の延長促進を図ることを目的として、日本遺産「鯨とともに生きる」（以下、「日本遺産」という。）のストーリー及びその舞台となるスポット等の情報発信を行う拠点を整備する。
 - (2) 方針
 - ①誰でもストーリーの内容を理解できるわかりやすい展示
 - ②ストーリーを体感できる見どころ、体験等の具体的な案内
 - (3) テーマ
「くじらと人の物語」
- 6 業務内容
本業務は、日本遺産の情報発信拠点の展示について、方針及びテーマを踏まえ、発注者と受注者が協議を行い、次のとおり進めていくものとする。
 - (1) 企画設計に関する一切の業務
 - ①展示企画作成
受注者が制作する展示物及び発注者から提供する展示物を踏まえ、平面計画（ゾーニング、動線、サイン計画を含む）を作成すること。
作成する平面計画については、特に見学者の安全性に配慮し、通路に混雑が生じないように計画すること。
 - ②展示ストーリー作成
日本遺産のストーリーを分かりやすく伝えるとともに、人による案内・説明が

なくとも見学でき、展示物の流れを感じ取れる展示ストーリーとすること。

(2) 展示物の制作に関する一切の業務

発注者が提供するデジタル素材を使った2.5Dショートアニメーション及び写真やイラスト等を多用し、誰でもわかりやすく表現したパネル等の展示物を作成すること。

なお、道の駅たいじ以外の情報発信拠点においては、それぞれ1枚から数枚のパネルのみを作成する。

また、文字表記は日英中併記とすること。

(3) 展示物設置に関する一切の業務

①展示物設置に関する企画

平面計画及び展示ストーリーを踏まえたものとする。

②展示物の搬入・設置・現場調整等

展示物の設置にあたっては、耐久性（色あせ・破損等）及び安全性（転倒防止等）を十分に考慮したものとする。

③展示物設置完了期限

平成29年8月18日（金）

7 提出資料

(1) 展示スペースのレイアウト図面

(2) 制作展示物の図面（平面図、立面図）及び説明書

(3) 業務委託協議録

8 提出時期

(1) 7（1）及び（2）については、平成29年8月18日（金）までとする。

(2) 7（3）については、双方の協議終了後速やかに提出するものとする。

9 留意事項

(1) 建物本体の変更は認めない。（展示物固定のためのアンカー等の打設は除く。）

(2) 展示物の転倒防止については、取付部分を調査の上、構造上問題がないことを確認のうえ施工すること。なお、固定する際のアンカー等の打設箇所については、発注者に確認を行い、指示に従うこと。

(3) 道の駅たいじの展示スペースの平面図は、発注者が提供する。

(4) 展示に際し電源が必要となる場合、既存の電源を使用すること。なお、増設、改変等は不可とする。

(5) 本業務の実施にあたっては、建物設備等への破損、汚損等がないよう十分養生を行い実施すること。

10 成果物の著作権について

- (1) 本業務で作成された成果品の著作権は、発注者に帰属する。
- (2) 成果品等について、受注者が第三者の有する知的財産を使用する場合には、その使用に係るすべての責任は受注者が負うものとする。

11 再委託について

- (1) 受注者は、次に掲げるものを再委託することはできない。
 - ①平面計画（ゾーニング、動線、サイン計画）及び展示ストーリーの企画設計
 - ②展示物の設置に関する企画設計
- (2) 受注者は、簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としないものとする。ここでいう、簡易な業務とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレーズ、資料の収集及び整理、単純な集計とする。
- (3) 受注者は、上記（1）及び（2）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、本業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

12 その他

- (1) 受注者が業務を遂行するにあたり、現地実測、図面作成等、その他必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- (2) 受注者は、業務委託の実施内容について、発注者と協議を行い、発注者の確認を受けること。
- (3) 受注者は、発注者から本業務に必要な資料の貸与又は提供を受けた時は、当該資料の内容を他に漏らしてはならず、業務完了後は速やかに発注者へ返却すること。
ただし、事前に発注者が承認した場合はこの限りでない。
- (4) 受注者は、発注者が成果品を受領した後であっても、成果品に不備又は不完全が認められた場合は、受注者の責任と負担で直ちに補正しなければならない。
ただし、不備又は不完全の原因が発注者の責任による場合はこの限りでない。
- (5) 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議を行うこと。

13 問い合わせ先

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課内

熊野灘捕鯨文化継承協議会事務局 担当：高橋・戎脇

TEL 073(441)2777 FAX 073(432)8313

e-mail takahashi_y0018@pref.wakayama.lg.jp